

車体・車枠の腐食による事故にご注意願います

他管轄運輸支局において、事業用バスの車体・車枠の腐食が原因と推定される事故が2件確認されています。

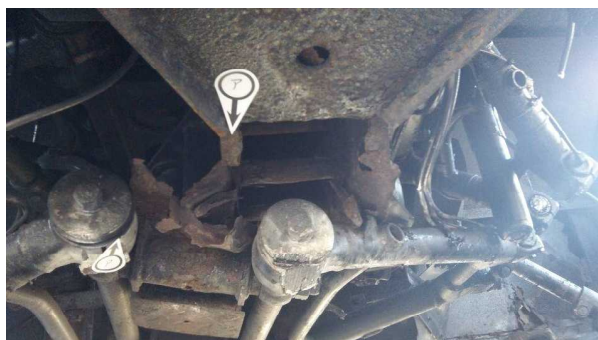
同種事故の再発を防ぐためには、車両の主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーを使用した打音検査等により腐食の有無を点検するとともに、点検の結果、腐食が疑われる場合には当該部位の補修や防錆措置等を実施することが重要となりますので、保守管理の徹底とともに防錆点検等については、整備事業者にご相談願います。

【事故概要】

1. 平成25年11月、山梨県内の中央自動車道において走行していた高速乗合バスのフロントメンバーが脱落してハンドル操作が不能になり、中央分離帯を乗り越えて対向車線側の路肩ガードレールに衝突した。
2. 平成26年10月、兵庫県内の中国自動車道において走行していた高速乗合バスのフロントメンバーが脱落してハンドル操作が不能になり、側方を走行していた乗用車に接触した。

【参考】前輪緩衝装置取付部のメンバー腐食による破断事例

腐食により破断した車両



(参考) 正常な同型車

